

社会福祉法人相馬福祉会評議員の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人相馬福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 評議員が公務のため旅行したときは、その旅行について別表に定める旅費を支給する。

2 評議員が招集に応じ会議に出席したときは、1日につき日当4,000円と車馬賃実費を支給する。

3 費用弁償については、前2項に定めるもののほか、社会福祉法人相馬福祉会旅費規程を準用する。

(公表)

第3条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年10月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年12月17日から施行し、平成15年1月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

区 分	旅 費		宿泊料（1夜につき）		食 卓 料 （1日につき）
	車 賃 （1kmにつき）	日 当 （1日につき）	甲地方	乙地方	
評議員	37円	2,200円	13,100円	10,900円	2,200円